

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月10日

岩手県公安委員会

委員長 雫石 禮子

岩手県公安委員会規則第1号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第14条 法第71条第6号の規定による車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>かさ</u>をさして、大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(6) 積雪し、又は凍結している道路において、駆動輪（他の車両を牽引する場合にあっては、被牽引車の最後部の軸輪を含む。）の<u>すべての</u>タイヤに鎖を取り付けること、雪路用タイヤ（雪路用タイヤとして製作されたもので接地面の突起部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。）を全車輪に取り付けることその他の<u>すべり止め</u>の方法を講じないで自動車（小型特殊自動車を除く。）又は原動機付自転車を運転しないこと。</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) <u>ぎよ車台</u>の設備のない牛馬車（牛馬そりを含む。）に乗車して運転しないこと。</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) 道路運送車両法による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し、又は反射するための物を取り付け、又は付着させて、大型自動車、中型自動車、普通自動車（原動機が大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力0.60キロワット以下のものを除く。）又は大型特殊自動車を運転しないこと。</p> <p>(認知機能検査の申請)</p> <p>第29条の2 法第97条の2第1項第3号イ<u>又は</u>第101条の4第2項の認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）を受けようとする者は、検査手数料を添えて、認知機能検査受検申請書（様式第17号の2）を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>(臨時適性検査の申出等)</p> <p>第32条 令第37条の7第2項第1号の規定により適性検査を受けたい旨の申出をするときは、臨時適性検査申出書（様式第20号）を公安委員会に提出し、自動車等の運転に必要な適性についての検査を受けなければならない。</p> <p>2 法第102条第6項又は第107条の4第1項の規定による通知は、臨時適性検査通知書（様式第20号の2）により行う。ただし、<u>令第37条の7第2項第1号</u>により申出をした者に対して申出の期日及び場所において直ちに検査を行うときは、口頭で通知するものとする。</p> <p>(適性検査の受検等の命令)</p> <p>第32条の2 法第90条第8項又は第103条第6項の規定に基づく適性検査の受検の命令は<u>適性検査受検命令書（様式第20号の2の2）を、これらの規定に基づく診断書の提出の命令は診断書提出命令書（様式第20号の2の3）をそれぞれ</u>交付して行う。</p> <p>(中型車講習)</p> <p>第35条の2の3 [略]</p>	<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第14条 法第71条第6号の規定による車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>傘</u>を差して、大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(6) 積雪し、又は凍結している道路において、駆動輪（他の車両を牽引する場合にあっては、被牽引車の最後部の軸輪を含む。）の<u>全ての</u>タイヤに鎖を取り付けること、雪路用タイヤ（雪路用タイヤとして製作されたもので接地面の突起部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。）を全車輪に取り付けることその他の<u>滑り止め</u>の方法を講じないで自動車（小型特殊自動車を除く。）又は原動機付自転車を運転しないこと。</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) <u>御者台</u>の設備のない牛馬車（牛馬そりを含む。）に乗車して運転しないこと。</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) 道路運送車両法による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し、又は反射するための物を取り付け、又は付着させて、大型自動車、中型自動車、<u>準中型自動車</u>、普通自動車（原動機が大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力0.60キロワット以下のものを除く。）又は大型特殊自動車を運転しないこと。</p> <p>(認知機能検査の申請)</p> <p>第29条の2 法第97条の2第1項第3号イ、<u>第101条の4第2項又は第101条の7第1項</u>の認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）を受けようとする者は、検査手数料を添えて、認知機能検査受検申請書（様式第17号の2）を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>(臨時適性検査の申出等)</p> <p>第32条 令第37条の7第1号の規定により適性検査を受けたい旨の申出をするときは、臨時適性検査申出書（様式第20号）を公安委員会に提出し、自動車等の運転に必要な適性についての検査を受けなければならない。</p> <p>2 法第102条第6項又は第107条の4第1項の規定による通知は、臨時適性検査通知書（様式第20号の2）により行う。ただし、<u>令第37条の7第1号の規定</u>により申出をした者に対して申出の期日及び場所において直ちに検査を行うときは、口頭で通知するものとする。</p> <p>(適性検査の受検等の命令)</p> <p>第32条の2 法第90条第8項又は第103条第6項の規定に基づく適性検査の受検の命令は、<u>適性検査受検命令書（様式第20号の2の2）を交付して</u>行う。</p> <p>2 <u>法第90条第8項、第102条第1項から第3項まで又は第103条第6項の規定に基づく診断書の提出の命令は、診断書提出命令書（様式第20号の2の3）を交付して</u>行う。</p> <p>(中型車講習)</p> <p>第35条の2の3 [略]</p> <p><u>(準中型車講習)</u></p> <p>第35条の2の4 <u>施行規則第38条第4項第1号の準中型車講習（以下「準中型車講習」という。）を受けようとする者は、講習手数料を添えて、準中型車講習受講申請書（様式第27号の2の4）を公安委員会に提出しなければならない。</u></p>																						
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																						
<table border="1"><thead><tr><th>申請書等</th><th>経由先</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>中型車講習受講申請書 (様式第27号の2の3)</td><td></td></tr><tr><td>普通車講習受講申請書</td><td></td></tr></tbody></table>	申請書等	経由先	[略]		[略]	[略]	中型車講習受講申請書 (様式第27号の2の3)		普通車講習受講申請書		<table border="1"><thead><tr><th>申請書等</th><th>経由先</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>中型車講習受講申請書 (様式第27号の2の3)</td><td></td></tr><tr><td><u>準中型車講習受講申請書</u> (様式第27号の2の4)</td><td></td></tr><tr><td>普通車講習受講申請書</td><td></td></tr></tbody></table>	申請書等	経由先	[略]		[略]	[略]	中型車講習受講申請書 (様式第27号の2の3)		<u>準中型車講習受講申請書</u> (様式第27号の2の4)		普通車講習受講申請書	
申請書等	経由先																						
[略]																							
[略]	[略]																						
中型車講習受講申請書 (様式第27号の2の3)																							
普通車講習受講申請書																							
申請書等	経由先																						
[略]																							
[略]	[略]																						
中型車講習受講申請書 (様式第27号の2の3)																							
<u>準中型車講習受講申請書</u> (様式第27号の2の4)																							
普通車講習受講申請書																							

[略]
[略]

[略]

様式第17号（第26条関係）

[略]								
現に受けている免許	[略]	大	中	普	大	大	普	小
	免許の種類	型	型	通	特	大	普	小
		原	けん	大	中	普	大	けん
	付	引	二	二	二	特	引	
[略]								

[略]

様式第20号の2の3（第32条の2関係）

[略]	
第90条第8項	
道路交通法	の規定に基づき、次のとおり医師の診断書の提出を命じます。
第103条第6項	
[略]	
[略]	
診断書の提出期限	
その他	
備考	道路交通法第90条第8項及び第103条第6項に規定する内閣府令で定める要件とは、主治の医師（上記の傷病等についてあなたを継続して診察している医師をいいます。）が作成し、かつ、その傷病等の程度に関する当該医師の意見が記載されている診断書であることです。

[略]

様式第20号の5（第32条の3関係）

[略]															
現に受けている運転経歴証明書	[略]	大	中	普	大	大	普	小	原	けん	大	中	普	大	けん
	免許の種類	型	型	通	特	大	普	小	けん	けん	型	型	通	特	けん
		原	けん	大	中	普	大	けん							
	付	引	二	二	二	特	付	引	二	二	二	二	二	二	二
[略]															

[略]

様式第25号（第35条関係）

[略]							
取消し前又は失効前に取得していた免許の種類	大	中	普	大	大	普	小
	型	型	通	特	大	普	小
	原	けん	大	中	普	大	けん
	付	引	二	二	二	特	引
[略]							

[略]

様式第27号の2の2（第35条の2の2関係）

[略]

備考 ※欄印は、記載しないでください。

[略]

[略]
[略]

[略]

様式第17号（第26条関係）

[略]									
現に受けている免許	[略]	大	中	準	普	大	大	普	小
	免許の種類	型	型	中型	通	特	大	普	小
		原	けん	大	中	普	大	けん	
	付	引	二	二	二	特	引		
[略]									

[略]

様式第20号の2の3（第32条の2関係）

[略]	
第90条第8項	
第102条第1項	
道路交通法	第102条第2項の規定に基づき、次のとおり医師の診断書の提出を命じます。
第102条第3項	
第103条第6項	
[略]	
[略]	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
その他	

[略]

様式第20号の5（第32条の3関係）

[略]									
現に受けている運転経歴証明書	[略]	大	中	準	普	大	大	普	小
	免許の種類	型	型	中型	通	特	大	普	小
		原	けん	大	中	普	大	けん	
	付	引	二	二	二	特	引		
[略]									

[略]

様式第25号（第35条関係）

[略]								
取消し前又は失効前に取得していた免許の種類	大	中	準	普	大	大	普	小
	型	型	中型	通	特	大	普	小
	原	けん	大	中	普	大	けん	
	付	引	二	二	二	特	引	
[略]								

[略]

様式第27号の2の2（第35条の2の2関係）

[略]

備考 ※欄印は、記載しないでください。

[略]

様式第27号の2の3（第35条の2の3関係） [略] 備考 ※欄印は、記載しないでください。 [略]	様式第27号の2の3（第35条の2の3関係） [略] 備考 ※欄印は、記載しないでください。 [略]
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第27号の2の3の次に次の1様式を加える。

様式第27号の2の4（第35条の2の4関係）

※ 講習場所		※ 受講種別	1 合格者
※ 講習年月日	年 月 日		2 不合格者
準中型車講習受講申請書			
岩手県公安委員会 様			年 月 日
			住所
			氏名
			年 月 日生
道路交通法の規定による準中型車講習を受けたいので申請します。			
仮運転免許証発行年月日			年 月 日
仮運転免許証有効年月日			年 月 日
仮運転免許証交付公安委員会			公安委員会
仮運転免許証番号	第		号
手数料			

備考 ※欄印は、記載しないでください。

(A4)

改正前	改正後																																										
<p>様式第27号の3（第35条の3関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考1 ※欄印は、記載しないでください。 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。</p> <p>様式第27号の4（第35条の4関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考1 ※欄印は、記載しないでください。 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。</p> <p>様式第27号の8の2（第35条の9関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考 ※欄印は、記載しないでください。 [略]</p> <p>様式第27号の10（第35条の11関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考1 ※欄印は、記載しないでください。 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。</p> <p>様式第29号の3（第37条の2関係）</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>現に受けている免許</td> <td>免許の種類</td> <td>大 型</td> <td>中 型</td> <td>普 通</td> <td>大 特 二</td> <td>大 自 二</td> <td>普 自 二</td> <td>小 特</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>原 付</td> <td>け ん 引</td> <td>大 型 二</td> <td>中 型 二</td> <td>普 通 二</td> <td>大 特 二</td> <td>け ん 引 二</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>備考1 [略] 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。</p>	[略]	[略]	現に受けている免許	免許の種類	大 型	中 型	普 通	大 特 二	大 自 二	普 自 二	小 特			原 付	け ん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	け ん 引 二	<p>様式第27号の3（第35条の3関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考 ※欄印は、記載しないでください。 <u>(A4)</u></p> <p>様式第27号の4（第35条の4関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考 ※欄印は、記載しないでください。 <u>(A4)</u></p> <p>様式第27号の8の2（第35条の9関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考 ※欄印は、記載しないでください。 [略]</p> <p>様式第27号の10（第35条の11関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考 ※欄印は、記載しないでください。 <u>(A4)</u></p> <p>様式第29号の3（第37条の2関係）</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>現に受けている免許</td> <td>免許の種類</td> <td>大 型</td> <td>中 型</td> <td>準 中 型</td> <td>普 通</td> <td>大 特 二</td> <td>大 自 二</td> <td>普 自 二</td> <td>小 特</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>原 付</td> <td>け ん 引</td> <td>大 型 二</td> <td>中 型 二</td> <td>普 通 二</td> <td>大 特 二</td> <td>け ん 引 二</td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>備考 [略] <u>(A4)</u></p>	[略]	[略]	現に受けている免許	免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特 二	大 自 二	普 自 二	小 特			原 付	け ん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	け ん 引 二	
[略]																																											
[略]																																											
現に受けている免許	免許の種類	大 型	中 型	普 通	大 特 二	大 自 二	普 自 二	小 特																																			
		原 付	け ん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	け ん 引 二																																			
[略]																																											
[略]																																											
現に受けている免許	免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特 二	大 自 二	普 自 二	小 特																																		
		原 付	け ん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	け ん 引 二																																			
<p>様式第29号の4（第37条の3関係）</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>現に受けている免許</td> <td>免許の種類</td> <td>大 型</td> <td>中 型</td> <td>普 通</td> <td>大 特 二</td> <td>大 自 二</td> <td>普 自 二</td> <td>小 特</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>原 付</td> <td>け ん 引</td> <td>大 型 二</td> <td>中 型 二</td> <td>普 通 二</td> <td>大 特 二</td> <td>け ん 引 二</td> </tr> </table>	[略]	[略]	現に受けている免許	免許の種類	大 型	中 型	普 通	大 特 二	大 自 二	普 自 二	小 特			原 付	け ん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	け ん 引 二	<p>様式第29号の4（第37条の3関係）</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>現に受けている免許</td> <td>免許の種類</td> <td>大 型</td> <td>中 型</td> <td>準 中 型</td> <td>普 通</td> <td>大 特 二</td> <td>大 自 二</td> <td>普 自 二</td> <td>小 特</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>原 付</td> <td>け ん 引</td> <td>大 型 二</td> <td>中 型 二</td> <td>普 通 二</td> <td>大 特 二</td> <td>け ん 引 二</td> <td></td> </tr> </table>	[略]	[略]	現に受けている免許	免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特 二	大 自 二	普 自 二	小 特			原 付	け ん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	け ん 引 二	
[略]																																											
[略]																																											
現に受けている免許	免許の種類	大 型	中 型	普 通	大 特 二	大 自 二	普 自 二	小 特																																			
		原 付	け ん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	け ん 引 二																																			
[略]																																											
[略]																																											
現に受けている免許	免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特 二	大 自 二	普 自 二	小 特																																		
		原 付	け ん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	け ん 引 二																																			

			付	引	二	型	二	通	二	特	二	引	二
[略]													

備考1 [略]

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第29号の6（第37条の4関係）

[略]													
現に受けている免許	免許の種類	大	中	普	大	大	普	小					
		型	型	通	特	自	自	特					
		原	け	大	中	普	大	け					
付	引	二	二	二	二	二	引	二					
[略]													

備考1 [略]

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第29号の6の2（第37条の5関係）

[略]													
現に受けている免許	免許の種類	大	中	普	大	大	普	小					
		型	型	通	特	自	自	特					
		原	け	大	中	普	大	け					
付	引	二	二	二	二	二	引	二					
[略]													

備考1 [略]

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第29号の6の3（第37条の6関係）

[略]													
現に受けている免許	免許の種類	大	中	普	大	大	普	小					
		型	型	通	特	自	自	特					
		原	け	大	中	普	大	け					
付	引	二	二	二	二	二	引	二					
[略]													

備考1 [略]

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第30号（第37条の8関係）

[略]													
[略]													
道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の認知機能検査を行う者に対する講習を受けたいので申請します。													
[略]													

[略]

様式第31号（第37条の8関係）

[略]													
上記の者は、 年 月 日道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の認知機能検査を行う者に対する講習を終了した者であることを証明する。													
[略]													

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、平成29年3月12日から施行する。
- この規則による改正後の岩手県道路交通法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する届出書等又は命令書等について適用し、同日前に提出し、又は交付す

			付	引	二	二	二	特	二	引	二	
[略]												

備考 [略]

(A4)

様式第29号の6（第37条の4関係）

[略]												
現に受けている免許	免許の種類	大	中	準	普	大	大	普	小			
		型	型	中型	通	特	自	自	特			
		原	け	大	中	普	大	け				
付	引	二	二	二	二	二	引	二				
[略]												

備考 [略]

(A4)

様式第29号の6の2（第37条の5関係）

[略]												
現に受けている免許	免許の種類	大	中	準	普	大	大	普	小			
		型	型	中型	通	特	自	自	特			
		原	け	大	中	普	大	け				
付	引	二	二	二	二	二	引	二				
[略]												

備考 [略]

(A4)

様式第29号の6の3（第37条の6関係）

[略]												
現に受けている免許	免許の種類	大	中	準	普	大	大	普	小			
		型	型	中型	通	特	自	自	特			
		原	け	大	中	普	大	け				
付	引	二	二	二	二	二	引	二				
[略]												

備考 [略]

(A4)

様式第30号（第37条の8関係）

[略]												
[略]												
道路交通法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の認知機能検査を行う者に対する講習を受けたいので申請します。												
[略]												

[略]

様式第31号（第37条の8関係）

[略]												
上記の者は、 年 月 日道路交通法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の認知機能検査を行う者に対する講習を終了した者であることを証明する。												
[略]												

[略]

る届出書等又は命令書等については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の岩手県道路交通法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。